

事務所衛生基準のあり方に関する検討会 報告書の概要

事務所衛生基準規則は昭和46年に定められたものであるが、清潔保持や休養のための措置、事務所の作業環境等の規定については、女性活躍の推進、高年齢労働者や障害の労働者の働きやすい環境整備への関心の高まり等の社会状況の変化を踏まえ、関係規定を確認し必要な見直しを行うことが求められている。

背景・現状

○女性活躍の推進

- ・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年）
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年）

○高年齢労働者にも働きやすい環境の整備

- ・人づくり革命基本構想（平成30年人生100年時代構想会議とりまとめ）
- ・高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の改正（令和2年）

○障害のある労働者への配慮

- ・障害者の権利に関する条約（平成20年発効）
- ・障害者の雇用の促進等に関する法律の改正（平成25年）

○働き方改革関連法案における審議

- ・参議院厚生労働委員会「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議」（平成30年）

検討を行った主な項目

事業場及び労働者を対象として実施された実態調査の結果に基づいて、見直しを必要とする項目について検討を行い、以下の項目について検討を進めた。

- トイレ設備
- 更衣設備、休憩の設備等
- 作業面の照度
- 作業環境測定
- その他

トイレ設備

議論のまとめ

- 基本方針
 - ・ 男性用と女性用に区別して設けることが原則であること。
- 独立個室型の便房
 - ・ プライバシーの確保等の要件を満たせば、男性用と女性用の区別がないものも1つの便所として扱うことは可能。
- バリアフリートイレ
 - ・ 一部を除き、独立個室型の便房からなる便所として取り扱うべき。

見直し方針

- 1) 独立個室型の便房を1つの便所として扱うための要件等
 - ・ 強固な壁や扉で囲まれ、施錠が確実であること。
 - ・ 手洗い設備は、便房の外側にあってもよい。
 - ・ 男性用と女性用の区別がないものも可。
- 2) 少人数の事務所における例外
 - ・ 少人数の事務所では、独立個室型の便房からなる便所を1つ設けることも可。
- 3) 男性用と女性用に区別した便所を各々設置した上で付加的に設ける便所の取扱い
 - ・ バリアフリースイールを含む、独立個室型の便房からなる便所は、男性用と女性用の区別がなくても、法令上の便所として取り扱うことは可。
 - ・ 個別事業場の実情に応じて、衛生委員会等で柔軟に対応すべき。
- 4) これらの方針は事務所以外の作業場においても同様

更衣設備、休憩の設備等

議論のまとめ

基本方針

- ・法令の規定は維持するが、必要な機能を維持しつつ弾力的な運用とすべき。

更衣設備

(更衣室・シャワー設備)

- ・更衣室やシャワー室等を設ける場合は、プライバシーを確保すべき。

休憩の設備

- ・現行の努力義務規定を維持し、事業場の自主的取組を尊重する。

休養室・休養所

- ・体調不良者等を一時的に休ませる本来の機能の確保に重点を置き、整備と利用確保を徹底すべき。

見直し方針

1 更衣室やシャワー設備 (法定外のものを含む)

- ・更衣室やシャワー設備を設ける場合は性別にかかわらず安全に利用できる必要あり。プライバシーにも配慮すべき。

2 休憩の設備

- ・事業場の実情に応じ、利用人数に応じた広さや、備えるべき設備の検討が期待される。

3 休養室・休養所

- ・専用の設備でなくても、性別にかかわらず体調不良者等が常に利用可能であることが重要。
- ・入口や通路からの目隠し、出入り制限等、設置場所の状況等に応じた配慮をすべき。

作業面の照度

議論のまとめ

基本方針

- ・ 事務作業の実状を踏まえ、健康障害を防止する観点から、照度基準を見直すべき。
- ・ 必要に応じて視力を眼鏡等で矯正することが前提。

事務作業ごとの見直し

- ・ JIS Z9110に規定する各種作業における推奨照度や照度範囲を参照し、作業の区分に応じて必要な照度を見直す。

見直し方針

1 一般的な事務作業

- ・ 150ルクス以上 ⇒ 300ルクス以上とする（現行基準から1段階上げる）。
- ・ 精密な作業を行うときは、JIS Z9110等を参照し、対応する作業に応じてより高い照度を事業場で定める。
- ・ 情報機器作業は、この作業区分に含める。

2 付随的な事務作業（資料の袋詰めやクリップ留め等の文字を読み込む必要のない作業）

- ・ 70ルクス以上 ⇒ 150ルクス以上とする（現行基準から1段階上げる）。

作業環境測定（一酸化炭素・二酸化炭素）

議論のまとめ

基本方針

- ・一酸化炭素・二酸化炭素の含有率の測定頻度は、現行どおり（2月以内ごと）が妥当。

測定機器

- ・検知管以外にも電子機器による測定も可能であり、データ集積等衛生管理者等による自主的な管理が容易であるため、使用可能であることを示すべき。

見直し方針

空気中の一酸化炭素・二酸化炭素の含有率の測定について、

- ・空気調和設備の運転状況や、在室者数や外気の導入状況に応じた事務室の空気環境を確認するために、測定頻度は現行どおりとする。
- ・作業環境測定基準によれば、明示されている検知管のほか、定電位電解法（一酸化炭素）、非分散型赤外線吸収法NDIR（二酸化炭素）等の同等以上の機器でもよいものとする。

事務所衛生基準規則の概要

(昭和47年労働省令第43号)

適用範囲 (第1条)

- ・ 建築基準法第2条第1号に掲げる建築物又はその一部で、
- ・ 事務作業 (カードせん孔機、タイプライターその他の事務用機器を使用して行なう作業を含む。) に従事する労働者が主として使用するもの

<事務室の環境管理>

気積：労働者1人当たり10m³以上 (第2条)

室内空気の環境基準：一酸化炭素50ppm以下等
(第3条第2項)

温度：10℃以下のとき暖房等の措置、冷房実施の場合外気温より著しく低くしない (第4条)

空調設備：浮遊粉じん、二酸化炭素、ホルムアルデヒド、室温湿度等の基準、設備の調整 (第5条)

測定等：二酸化炭素、温度湿度の測定等 (第7-9条)

採光・照明：精密な作業300ルクス以上
普通の作業150ルクス以上
粗な作業70ルクス以上 (第10条)

<休養>

休憩設備：休憩の設備を設けるよう努める (第19条)

仮眠設備：睡眠を与える必要のあるとき、睡眠又は仮眠の設備を男女区別して設ける (第20条)

休養室等：50人以上又は女性30人以上で休養室又は休養所を男女区別して設ける (第21条)

いす：持続的立業で座ることのできる機会があるときには、いすを備える (第22条)

<清潔>

給水：水質が水道法第4条に規定する水質基準に適合 (第13条)

排水設備：汚水の漏出防止のための補修及びそうじ (第14条)

清掃等：6月以内ごとに1回、定期的に、統一的に大掃除
(第15条)

便所： (第17条)

- ・ 男性用と女性用に分けること。
- ・ 男性用大便所は60人以内ごとに1個とすること。
- ・ 男性用小便所は30人以内ごとに1個とすること。
- ・ 女性用便所は20人以内ごとに1個とすること。
- ・ 便池は、汚物が土中に侵入しない構造とすること。
- ・ 手洗い設備は、流出する清浄な水を十分に供給すること。

洗面設備： (第18条)

- ・ 洗面設備を設けること。
- ・ 被服汚染の作業は更衣室を設けること。
- ・ 被服湿潤の作業は乾燥設備を設けること。

<救急用具>

救急用具：負傷者の手当に必要な用具、材料の備え付け等
(第23条)